

論文審査の結果の要旨

課程博士論文「タンズィマート期オスマン帝国における非ムスリムの「宗教的特権」と「政治的権利」：アルメニア共同体の事例から

論文提出者氏名 上野 雅由樹

本論文は、19世紀オスマン帝国における西洋化による近代化の試みとしてのタンズィマート期における、非ムスリム共同体の変容過程を実証的に解明することを目指した論文である。その際、多元的イスラーム国家であるオスマン帝国における非ムスリムの諸共同体のうち、変容が最も急速に進んだアルメニア共同体の事例を対象として取り上げている。

本論文の序論においては、問題設定とともに、従来の研究史を批判的に総括し、新たな視角とその視角に立つ分析を支える、従来十分に利用されてこなかった史料群を提示する。第一章においては、タンズィマート期のアルメニア共同体分析の前提として、オスマン国内の非ムスリム共同体のあり方に関する通説を批判的に検討する。特にアルメニア共同体につき分析し、従来の通説ではより集権的に描かれてきた前近代のアルメニア共同体には、現実には地方分権的傾向が強く、漸く18世紀頃よりイスタンブル総主教座による集権化が進行し始め、19世紀初頭にかなり集権的となっていたことを明らかにした。

第二章においては、マフムト二世改革の開始前後から、タンズィマート改革の中期に至る、アルメニア共同体の変化とそれへのイスタンブル総主教座の対応が取り上げられた。そして従来の通説では、近代西欧の影響下における学校教育改革等につき、総主教座が否定的であったとされてきたのに対し、実際には総主教座も、聖職者改革の一環として、近代的学校教育制度の創出や出版活動の活性化に独自に取り組んでいたことが明らかにされた。そして共同体の運営システムにおいても、中央のみならず地方においても組織改革が進行し、恒久的に改革が推進される体制が整えられたことが明らかにされた。

第三章においては、1853年から1863年を対象とされ、アルメニア共同体の基本的な内部体制についてのミッレット憲法の起草と成立の問題が取り上げられ、憲法起草がオスマン

政府の指示によっていたとの通説に対し、それ以前からアルメニア共同体内の独自の動きがあったことが明らかにされ、ミット憲法起草過程についても、新たに発見した第一草案も用い、詳細に検討し、そこにもられたアルメニア共同体内部組織の構成も解明した。組織整備に関わる財源としての共同体税の導入論議と、制度的形成過程が実証的に明らかにされた。新たな枠組みのもとで近代化していくなかで、活発化した言論活動への出版規制の必要性も論ぜられ、出版法起草委員会が設置されたことも明らかにされた。このようななかで、イスタンブル総主教座の空間的視野も広がり、アルメニア人が多数居住していた東アナトリアへの関与の必要も議論されるようになったことが明らかにされた。

第四章においては、1863年から1869年において、政府による統制が強化され、オスマン政府の出版法のもとで、総主教座は宗教的事項にのみ監督権が認められ、総主教とカトリコスとの関係についても、オスマン当局の総主教座を通じた、アルメニア共同体全体への統制が強化され、反面、アルメニア総主教座は政府の権威のもとで外部の総主教座やカトリコス座に対する統制を強化した経過を実証的に明らかとした。

第五章においては、アルメニア共同体中央における構造的な変化の過程を前提としながら、この状況の変化のなかでアルメニア人が多く居住してきた東部アナトリアの現状についての関心が高まり、東部アナトリアの改革議論が始まったこと、改革の要求の対価として、従来棚上げされてきたアルメニア人の兵役参加の問題もまた、アルメニア共同体内部で論ぜられ始めたことに言及し、さらに地方のアルメニア共同体と中央との関係の変化についても分析を加えている。

結論においては、各章の内容を包括的に要約したうえで、オスマン帝国のアルメニア共同体のなかにおいて、タンズィマート改革期にイスタンブル総主教座のコミュニティ全体への統制が強化されるとともに、アルメニア共同体の凝集力も強まっていったこと、それと同時に、オスマン政府が共同体の上層部を取り込むことによって、共同体への統制を強めつつ、宗教宗派をこえた平等の原則に基づく国民統合を打ち出していったことを明らかにした。

本論文においては、タンズィマート改革期のオスマン帝国における非ムスリム共同体の変容を、アルメニア共同体の事例について解明することが目指されている。その際、まず第一点として、従来の通説を批判的に再検討し、当初は著しく分権的であったアルメニア共同体がイスタンブル総主教座を原動力として19世紀初頭までに、かなりの程度に集権化されたことが明らかとされた。

第二点としては、従来の通説においては西洋化による近代化改革に消極的であったとされてきた総主教座の聖職者層が、聖職者改革とのかかわりのなかで教育改革や出版事業育成においても重要な役割を果たしてきたことを明らかとし、そのような文脈のなかで共同体の体制の再編の出発点となるミット憲法の形成と、それに付随し、共同体税導入を初めとするさまざまな改革にも積極的に関与したことが明らかとされた。

第三点としては、このような一連の改革の動きのなかでアルメニア人が多数居住してきた東部アナトリアの現状の改革についても議論が始まり、オスマン当局に対する東アナトリア改革の要求への対価として、従来避けられてきた兵役への参加も積極的に論ぜられ、そのうえで宗教宗派をこえたオスマン臣民としての平等も求められこと、そしてオスマン当局もまた自らの思惑のもとで各共同体の宗教的特権を認めつつ、政治的権利の付与の名の下に、国民としての統合を進めようと試みたことが明らかにされた。

本論文は、西欧諸国語はもちろん、トルコ語、オスマン語、アルメニア語の公刊、未刊の原史料を博搜し、新たな重要史料も発見しつつ、従来の通説を再検討し、タンズィマート期オスマン帝国におけるアルメニア共同体の変容過程を詳細に分析した労作であり、本邦はもとより、欧米、トルコ、アルメニア共和国における研究水準をも凌駕する独創的な学術的貢献であると言える。しかしながら、同時代的に進行したアルメニア共同体内におけるナショナリズムの展開過程との関わりについてほとんど触れられていない点、比較史的・世界史的観点から見て、用語上の不徹底が散見される点などの短所もまた見受けられる。とはいえ本論文は、全体的に見れば、オスマン帝国内における非ムスリム共同体の近代化過程における変容、とりわけアルメニア共同体のなかにおけるその実態を、国際的に見ても最も先進的な形で解明した労作であると言える。

以上、本審査委員会は、本論文は、博士（学術）の学位を授与するのに十分値するものであることを認定した。